（電気事業会計規則の一部改正）

第七条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
（略）	（略）	（略）
業務設備		
	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
㈥投資その他の資産		
長期投資		「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないもので、決算期後１年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が１年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
（略）	（略）	（略）
業務設備		
	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第６項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
㈥投資その他の資産		
長期投資		「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないもので、決算期後１年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が１年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）